

平成 20 年度第 3 回（通算第 8 回）  
冷凍空調規格委員会 議事録（案）

- I. 日時：平成 21 年 3 月 16 日（月） 13:30～16:30
- II. 場所：高圧ガス保安協会 第 2 会議室
- III. 出席者（順不同、敬称略）  
委員長：功刀  
副委員長：小口  
委員：福田、伊藤、辻、松浦、太田、澤柳、三好、小川、高木、荻野、  
児嶋（代理渡辺）  
KHK：荒井、松木、佐藤、鈴木
- IV. 配付資料  
資料 44 前回議事録（案）  
資料 45 技術基準作成基本方針の改正について  
資料 46 技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 21 年度～平成 23 年度)  
資料 47 平成 20 年(2008 年)に発生した冷凍空調施設における事故について  
資料 48 「冷凍空調装置の施設基準」の検討経過（報告）  
参考配布 「冷凍用圧力容器の溶接基準 KHKS 0401(2008)」
- V. 議事概要
1. 定足数の報告  
事務局から、本日の委員出席者数は 13 名であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項に定める定足数を満足していることが確認された。
2. 議案  
(1) 功刀委員長から、各委員及び代理者に対して、委員倫理心得を遵守するようお願いした。

(2) 前回議事録の確認

資料 44 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(3) 技術基準作成基本方針の改正について

資料 45 に基づき、新たな規格委員会として「供用適正評価規格委員会」ができたことに伴い整理したものであって、実質的な修正はない旨事務局から報告がなされた。

(4) 技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 21 年度～平成 23 年度)

資料 46 に基づき、技術基準整備 3 カ年計画につき審議がなされ、次の意見等があった。

- ・ ⑨の基準は、⑥～⑧の基準と同列のものであるから、見直しも同時に行った方がよい
- ・ ⑥～⑨の基準は、平成 21 年度から着手するように修正する。

以上の修正をした資料 46 につき挙手による採決がなされ、全員一致で可決された。

(5) 平成 20 年(2008 年)に発生した冷凍空調施設における事故について

資料 47 に基づき、事故の状況につき事務局から説明がなされ、次の意見等があった。

- ・ いずれも漏れの事故である。漏れ防止の検討が必要ではないか。  
→ 日冷工、日設連で漏れ対策のガイドラインを作っており、次回に、その最新の状況を報告願うこととする。
- ・ 冷凍空調の世界は、規制緩和が行き過ぎたのか、冷凍空調設備の所有者も運転者も保安意識が低く、かつ、関心がない。申請なども、設置業者任せである。
- ・ ユニット型の設備は、危害予防規程の規範では「取り扱い責任者」を選任することとしているが、実態としては管理する者はいないのに等しい。
- ・ 昔は、冷凍保安責任者がいて、こまめに点検がなされており、仮に何かことがあっても、直ぐに対処ができた。今は、故障するまで設備の具合

はわからず、故障したら直ぐにメーカーを呼ぶ状況である。

#### (6) 冷凍空調装置の施設基準について

資料 48 に基づき、冷凍空調装置の施設基準の検討経過の報告が事務局からなされ、次の意見等があった。

- ・例えば、410A の現行施設を CO<sub>2</sub> 等自然冷媒への転換を図った途端、第 2 編〔その 1〕の基準でもよかったのが、同編〔その 2〕の基準によらねばならなくなり、強化となる。自然冷媒への転換は国の政策であり、施設基準がある故に転換が進まないという例は避けた方がよい。

《屋上に設置する場合の例でいくと、冷凍装置から屋上の端までの距離は、〔その 1〕は 0.5m であり、〔その 2〕は 1.5m である。》

- ・第 2 編〔その 1〕、同編〔その 2〕の点検に必要なスペースの確保に係る基準があるが、守られていないと考える。冷凍装置を 3 台接続させて設置した場合にも確保させるべきである。
- ・不活性ガスの語は、冷凍規則上のものと物性上のものと考えられる。例えば、解説にその仕分け等を記してはどうか。
- ・日冷工等関係団体へも意見出しを願ってはどうか。

#### (7) その他

- ・溶接用圧力容器の溶接基準の印刷ができたので配布した。
- ・KHK 本部事務所の移転の件につき事務局から報告がなされた。

#### (8) その他

次回は、平成 21 年 6 月 29 日(月) 13:30～16:30 とする。

以 上